

東北地方太平洋沖地震に伴う救援活動等に従事する  
航空機に関する航空法上の手続きの弾力的な運用について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い、救援活動や人員・物資輸送等のために多くの航空機を使用する必要があることに鑑み、これらの航空機・航空機乗組員に係る耐空証明・航空身体検査証明について、当面の間、航空法上の手続きに関して弾力的な運用を実施することとし、この旨関係機関及び関係団体に通知しました。

1. 航空機の耐空証明

○対象航空機

東北地方太平洋沖地震に伴う救援活動、物資輸送、人員輸送、パトロール、報道等の目的で使用される航空機（注：自衛隊の航空機は耐空証明が不要）

○耐空証明に関する措置内容

対象航空機のうち、耐空証明の有効期間(1年)が満了する航空機であって、救援活動を継続的に行う必要等により耐空証明の更新が困難である場合には、航空法第11条第1項但し書きによる許可を受けることで、耐空証明有効期間満了後も、航空の用に供してもよいこととします。

2. 航空機乗組員の航空身体検査証明

○対象者

東北地方太平洋沖地震に伴う救援活動、物資輸送、人員輸送、パトロール、報道等の目的で使用される航空機に乗り組んで運航を行う者（注：自衛隊機の運航を行う者は航空身体検査証明が不要）

○航空身体検査証明に関する措置内容

対象者のうち、救援活動を継続的に行う必要等により航空身体検査証明の更新が困難である者については、航空法第28条第3項の許可を受けることで、航空身体検査証明有効期間満了後も、航空機に乗り組んで運航を行ってもよいこととします。

【問合わせ先】

国土交通省航空局技術部(代表:03-5253-8111)

1. について : 航空機安全課 千葉(ちば)(内線:50202、直通:03-5253-8735)

2. について : 乗員課 島津(しまづ)(内線:50341、直通:03-5253-8737)

国空機第 1152 号  
国空乗第 625 号  
平成 23 年 3 月 18 日

東京航空局次長 殿

航空局技術部航空機安全課長  
航空局技術部乗員課長

東北地方太平洋沖地震に伴う救援活動に従事する  
航空機に関する航空法上の手続きの弾力的な運用について

東北地方太平洋沖地震に伴い、航空機の耐空証明及び航空身体検査証明に係る取り扱いを別添 1 及び別添 2 の通り定めたので、了知の上遺漏なきよう取り計らわたい。

(別添1)

## 東北地方太平洋沖地震に伴う救援活動等に従事する航空機の 耐空証明の有効期間満了時の取り扱いについて

### 1. 対象航空機

東北地方太平洋沖地震に伴う救援活動、物資輸送、人員輸送、パトロール、報道等の目的で使用される航空機

(注：自衛隊の航空機は、自衛隊法第107条の規定により、耐空証明は不要)

### 2. 耐空証明に関する措置

2-1 1. の航空機のうち、耐空証明の有効期間（1年）が満了する航空機であって、救援活動を継続的に行う必要があること等により、耐空証明を更新することが困難なものについては、安全確保のための措置<sup>(※)</sup>を講じることを前提に、航空法第11条第1項但し書きによる許可により、耐空証明有効期間満了後も、航空の用に供してもよいこととする。

(※安全確保のための措置の例)

- ・メーカーの定める点検・整備作業を通常通り行うこと
- ・故障が予想される部品等については、予防的に早期に交換すること
- ・日々の運航において、機体の状況が良好であることについて、特に慎重に確認すること

2-2 上記の航空法第11条第1項但し書き許可申請において、申請書に記載することが困難と考えられる事項（飛行経路、同乗者氏名等）については、記載不要とする。

以上

## 東北地方太平洋沖地震に伴う救援活動等に従事する航空機乗組員の 航空身体検査証明の有効期間満了時の取り扱いについて

### 1. 対象者

東北地方太平洋沖地震に伴う救援活動、物資輸送、人員輸送、パトロール、報道等の目的で使用される航空機に乗り組んで運航を行う者

(注：自衛隊の航空機に乗り組んで運航を行う者は、自衛隊法第 107 条の規定により、航空身体検査証明は不要)

### 2. 航空身体検査証明に関する措置

2-1 1. の航空機に乗り組んで運航を行う者のうち、救援活動を継続的に行う必要があること等により、航空身体検査証明を更新することが困難なものについては、安全確保のための措置<sup>(※)</sup>を講じることを前提に、航空法第 28 条第 3 項の許可により、航空身体検査証明有効期間満了後も、航空機に乗り組んで運航を行ってもよいこととする。

(※安全確保のための措置の例)

- ・航空機乗組員は、飛行前及び日々の運航において、自らの健康状態について確認を行うものとする
- ・航空機乗組員は、運航に影響を及ぼすような心身の異常を認めた場合、乗務してはならないこと

2-2 上記の航空法第 28 条第 3 項の許可申請において、申請書に記載することが困難と考えられる事項（飛行経路、同乗者氏名等）については、記載不要とする。

以上